

板橋区ボランティアシール交付基準

板橋区ボランティアシール交付要綱第8条に規定する交付基準は、次のとおりとする。

適用範囲	項 目	説 明
区内の公共の場所(公園、広場、河川等)の清潔保持、向上等を目的として、これらの場所をボランティア活動により清掃し、一時的に出るごみについて、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例の理念を尊重のうえ、資源化可能物をリサイクルし、及び分別排出することを前提に、申請に基づきボランティア活動の代表者に対して、ボランティアシールを交付する。ただし、当該活動の主催者が管理者等による場合は、対象外とする。	主催者	1 町会、自治会、老人会、婦人会、子供会、商店会等の地域的な任意団体や学校の生徒等の有志団体(人々)及び個人が該当し、これらの団体等の地域的な活動を対象とする。 2 商店会や民間の会社等の営利団体であっても、それだけを理由に対象外とするものではない。
	清潔保持、向上等を目的	ボランティアシールの交付対象は、清潔保持及び向上を目的とした活動に伴うごみであり、ボランティア活動の全てが該当するわけではない。
	ボランティア活動	その判断基準は、自発性(自主性)、奉仕制(非営利制)、無償性等が挙げられる。しかし、これらの基準に該当しない、以下の矢印右側に示す事項のような活動の場合は、対象外とする。 ① 自発性(自主性)→義務を果たすための活動 ② 奉仕性(非営利性)→営利団体等による宣伝的な活動 ③ 無償性→対価を金銭で受取る活動 ④ 公共性(公益性)→特定の人々のために行う活動
	一時的	管理者による平均清掃回数を大幅に上回っているものについて、管理者が清潔保持の義務を怠っていないかどうか判断する必要がある。
	資源化可能物をリサイクルすること及び分別して排出することを前提	ごみ減量化の観点から、資源化可能物はリサイクルしてもらい、ボランティア活動でも、分別されていないごみまではシール交付対象とはしない。
	主催者が管理者等による場合	管理者責任の徹底を図るため、管理者が主催する場合は、シール交付対象外とする。
地域的な無償奉仕活動による行事(まつり、盆踊り等)から一時的に排出されるごみについて、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例の理念を尊重のうえ、資源化可能物をリサイクルし、及び分別排出することを前提に、申請に基づき行事主催の代表者に対して、ボランティアシールを交付する。ただし、行事開催に伴い、露天商等が排出する事業活動による廃棄物については、対象外とする。	主催者	1 町会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の地縁団体が主催する行事を対象とする。 2 地方公共団体等が主催する場合(地域振興事業等にとらえられるため。)は、対象外とする。 3 企業等が営利を目的として主催する場合(非営利性を欠いているため。)は、対象外とする。
	行事の性格	1 地域的な無償奉仕活動による行事から排出されるごみを対象とし、町会等自治団体の打合せ、役員会等の内部的な行事は、対象外とする。 2 対象となる行事は、下記の条件を全て満たしているものとする。 ① 健全な地域社会の形成に寄与すること。 ② 公共の福祉の増進に寄与すること。 ③ 不特定多数の住民が参加できること。 ④ その行事への参加が有料でないこと
	資源化可能物をリサイクルすること及び分別して排出することを前提	ごみ減量化の観点から、資源化可能物はリサイクルしてもらい、地域的な無償奉仕活動による行事から排出されるごみでも、分別されていないごみまではシール交付対象とはしない。
	露天商等	1 営利を目的とする事業活動から排出されるごみについては、シール交付対象外とする。営利を目的とするとは、直接的な営利のみならず宣伝等も含む。 2 行事に伴って排出されるごみと営利を目的とする事業活動から排出されるごみは、区分してもらう。
その他	多量に排出される場合	日常のごみ収集作業に支障を生じるほど多量に排出される場合は、原則としてシール交付対象外とする。

付則 この基準は、平成12年4月1日から施行する。